

家庭用厨房給湯暖房契約
選択約款

[トリプル得約]

平成26年4月1日実施

釜石瓦斯株式会社

平成19年12月20日 届出
平成20年 1月 1日 実施

平成21年 8月21日 届出
平成21年 9月 1日 実施

平成26年 1月21日 届出
平成26年 2月 3日 実施

平成26年 2月10日 届出
平成26年 4月 1日 実施

家庭用厨房給湯暖房選択約款

目 次

1. 目 的-----	1	ページ
2. 選択約款の届出及び変更-----	1	
3. 用語の定義-----	1	
4. 適用条件-----	1	
5. 契約の締結-----	2	
6. 使用量の算定-----	2	
7. 料 金-----	2	
8. 単位料金の調整-----	3	
9. 設置の確認-----	4	
10. そ の 他-----	4	

付則

1. 実施の期日-----	4
2. 実施に伴う切り替え措置-----	4

別表

1. 早収料金の算定方法-----	6
2. 料金表 -----	7

家庭用厨房給湯暖房契約

1. 目 的

この選択約款は、家庭用の厨房、給湯分野における安定的な需要の確保と暖房分野における機器の普及を通じ、当社の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的・経済的なガス需要の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出及び変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第12項の規定に基づき、東北経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、東北経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合、当社は届出内容をあらかじめお客さまに通知の上、お客さまとの需給契約の内容を変更後の選択約款にするものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「厨房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する調理用の機器をいいます。
- (2) 「給湯機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。
- (3) 「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器をいいます。
- (4) 「居室」とは、居住の目的のため継続的に使用する室をいいます。
- (5) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供される部分とが結合している住宅をいいます。
- (6) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (7) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては5パーセントといたします。
- (8) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 風呂・給湯に給湯機器、併せて厨房機器と暖房機器を以下のいずれかの条件で使用される

こと

①専用住宅で使用する場合

②併用住宅で業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されている場合で居住部分で使用する時

(2) 専用住宅または併用住宅の居住部分におけるガス使用量が16立方メートル毎時以下の1個のガスメーターで計量されること

5. 契約の締結

(1) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社と契約していただきます。

(2) 契約期間は次のとおりといたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合の契約期間は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の定例検針日までといたします。

② 契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更日の翌日からその変更日の属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の定例検針日までといたします。

③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12ヶ月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(3) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約または供給約款に定める契約への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別変更の場合はこの限りではありません。(4)において同じ)。

(4) 本契約の契約期間満了前に他の選択約款(一般ガス供給約款に定める契約を除きます)へ変更を申し込みされた場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

なお、ガスメーターを取り替えた場合は、取り外したガスメーター及び取り付けしたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

7. 料 金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含みます)を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増したもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます)を料金として支払い

いただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

(2) 当社は、別表の料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。(料金表の基本料金、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。)

(3) 支払期限

① 料金は、②に定める支払期限日までにお支払いいただきます。

② 支払期限日は、支払義務発生の翌日から起算して50日目といたします。

ただし、支払義務発生の翌日から起算して50日目が、休日(日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日)の場合には、その直後の休日ではない日を支払い期限日といたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金(税抜)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.089 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.089 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円}$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします

①基準平均原料価格(トン当たり)

80,300円

②平均原料価格(トン当たり)

別表1(3)に定められた各3か月における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)およびLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した

金額といたします。

ただし、その金額が128,480円以上となった場合は、128,480円といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.8754 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.1339 \end{aligned}$$

③原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 設置の確認

- (1) 当社は、厨房機器、給湯機器及び暖房機器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅へ立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) 厨房機器、給湯機器、暖房機器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

10. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

本選択約款は、平成26年4月1日から実施いたします。

2. 実施に伴う切り替え措置

- (1) 当社は、平成26年3月31日以前から継続して供給し、平成26年4月1日から平成26年4月30日までに支払義務が初めて発生するものについては、消費税率を5%とし、次の料金表により算定いたします。

(料金表)

①税抜表示

使用量 (1ヶ月及びガスメーター 1個につき)	基本料金 (1ヶ月及びガスメーター 1個につき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)
0立方メートルから 19立方メートルまで	853.00円	221.12円
19立方メートルを超え 66立方メートルまで	1,140.00円	206.00円
66立方メートルを超える 場合	5,635.00円	137.90円

②税込表示

使用量 (1ヶ月及びガスメーター 1個につき)	基本料金 (1ヶ月及びガスメーター 1個につき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)
0立方メートルから 19立方メートルまで	895.65円	232.1760円
19立方メートルを超え 66立方メートルまで	1,197.00円	216.3000円
66立方メートルを超える 場合	5,916.75円	144.7950円

③ 調整単位料金

①の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 税抜表示

使用量 (1ヶ月及びガスメーター 1個につき)	基本料金 (1ヶ月及びガスメーター 1個につき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)
0立方メートルから 19立方メートルまで	853.00円	221.12円
19立方メートルを超え 66立方メートルまで	1,140.00円	206.00円
66立方メートルを超える 場合	5,635.00円	137.90円

(2) 税込表示

使用量 (1ヶ月及びガスメーター 1個につき)	基本料金 (1ヶ月及びガスメーター 1個につき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)
0立方メートルから 19立方メートルまで	921.24円	238.8096円
19立方メートルを超え 66立方メートルまで	1,231.20円	222.4800円
66立方メートルを超える 場合	6,085.80円	148.9320円

(3) 調整単位料金

(1)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。